

様式第1号（第5条関係）

糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付申請書

提出日を記入
3月1日～3月20日

令和6年3月2日

糸島市長 様

申請者 住 所 糸島市前原西1-1-1
氏 名 糸島 伊都子
電話番号 092-323-1111
生年月日 平成13年1月1日
性 別 男 女

「令和5」と記入

令和5年度糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金の交付を受けたいので、糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付規程第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

別紙で計算した交付申請額を記入

1 交付申請額 120,000 円

2 返済（予定）額
別紙のとおり

3 添付書類

- (1) 指定保育士養成施設又は教職課
- (2) 保育士証又は幼稚園教諭免許状
- (3) 雇用証明書（様式第2号）
- (4) 奨学金貸与証明書その他奨学金
- (5) 奨学金の返済（予定）額が確認
- (6) その他市長が必要と認める書類

次の(1)(2)に該当しない事の確認です。

チェックが無い場合、補助金の対象となりません。

「(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(次号において「暴力団員」という。)である者
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者」

申請に当たっては、次の内容を確認のうえ、□にレを記入してください。

- 私は、糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付規程第3条第3項各号のいずれにも該当しません。また、その確認のために、申請内容について警察署に照会されることに同意します。

(例1)

4月1日に採用され、継続して3月末まで勤務。

(別紙)

毎月 12,000 円を 4 月から返済(返済日は毎月 25 日)。

返済（予定）額	返済月数※1
144,000 円	12 月
うち未納額 12,000 円 3 月 25日支払い予定	

※1 奨学金を返済し、かつ、市内の保育所等で保育士等として勤務する月の数

(1)	$10,000 \text{円} \times 12 \text{月 (返済月数)} = 120,000 \text{円}$
(2)	$12,000 \text{円} \times 2 \times 12 \text{月 (返済月数)} = 144,000 \text{円}$
	交付申請額 ((1)と(2)の少ない額) 120,000 円

※2 返済（予定）額を1月当たりの額に換算した額

1,000 円未満を切り捨てた額を記入

(例2)

4月1日に採用され、継続して3月末まで勤務。

毎月 12,000 円を 10 月から返済(返済日は毎月 25 日)。

または

10月1日に採用され、継続して3月末まで勤務。

毎月12,000円を10月(またはそれ以前)から返済

(別紙)

返済(予定)額	返済月数※1
72,000 円	6 月
うち未納額 12,000 円 3 月 25日支払い予定	

※1 奨学金を返済し、かつ、市内の保育所等で保育士等として勤務する月の数

(1)	$10,000 \text{円} \times 6 \text{月 (返済月数)} = 60,000 \text{円}$
(2)	$12,000 \text{円} \times 2 \times 6 \text{月 (返済月数)} = 72,000 \text{円}$
	交付申請額 ((1)と(2)の少ない額) 60,000 円

※2 返済(予定)額を1月当たりの額に換算した額

1,000円未満を切り捨てた額を記入